

ICANNにおけるプライバシー・プロキシサービス認定の 検討状況に関して

- 2013年版レジストラ認定契約(RAA)の検討段階で、検討課題として認識されたため、GNSO(属性型ドメイン名支持組織)において2012年にポリシー策定プロセスが始動、2016年には検討が終了、理事会では同8月に承認された。
- その後ポリシーの実施準備に入るが、GDPR対応による影響を配慮して、一旦実施準備を中断、またその後、IRTP(レジストラ間移転ポリシー)との関連にも懸念がもたれている。

参考文献：

GNSOプロジェクトリスト：IRT - Privacy & Prooxy Services Accreditation
Issues PDP (PPSAI)

<https://gns0.icann.org/sites/default/files/gns0/images/projects-list-320x350-26sep16-en.jpg> , p.17

PPSAI PDPワーキンググループ最終報告書

<http://gns0.icann.org/en/issues/raa/ppsai-final-07dec15-en.pdf>

PPSAI PDPワーキンググループ最終勧告（要約版）

Q-A2： ICANNはプライバシーサービスとプロキシサービスを認定プロセスの観点で分けるべきか

A-A2： プライバシーサービス、プロキシサービスは認定プロセスの観点からは同様に扱われるべき

Q-B1： ICANN認定プライバシー/プロキシ(P/P)サービス事業者は、P/Pサービスを通じて処理された登録を明示するべきか

A-B1： できる限り明示するべき

Q-B2： ICANN認定P/Pサービス事業者は、顧客連絡情報の正確性維持のため定期チェックを行うべきか。またどのようにして

A-B2： 2013RAA(レジストラ認定契約)のWHOIS正確性プログラム仕様に適合するように正確性を維持するべき

- Q-B3 : P/Pサービスを利用したドメイン名登録者はどのような権利と義務を持つべきか、これらの権利を守るP/Pサービス事業者の責務は何か、移転、更新、失効後回復などの観点で
- A-B3 : 移転、更新、失効後回復などに際する、登録者とレジストラの権利と義務は契約で明記されるべき。特に移転の際の手続きの詳細や登録者情報開示に関して。また、RAAやコンセンサスポリシーが定める登録者への告知に関しては確実に転送されることを課すべきである。
- Q-C : 現在P/Pサービスは企業、非営利団体、個人に提供されているが、新たな認定標準の上では変更されるべきか
- A-C : 基本的に登録者の属性に関わらず同様の条件でP/Pサービスが提供されるべき
- Q-D1 : 事業者の連絡可能性、反応性を担保するために、どのような方法を取るべきか
- A-D1 : ICANNは全認定P/Pサービス事業者のリストを、すべての適切な連絡先情報とともに公開して維持するべき
- Q-D2 : ICANN認定P/Pサービス事業者は不正利用に関する報告のための専用連絡窓口を維持するべきか。その場合、RAAがレジストラに課す要件に揃えるべきか
- A-D2 : P/Pサービス事業者は不正利用報告のための連絡先を設けなければならない。この場合、専用でなくとも指定された窓口であれば十分。但し、受領した情報要求や不正利用報告を取り扱い、調査する能力と権能を持つものとするべき。
- Q-D3 : ICANN認定P/Pサービス事業者の全WHOIS連絡先情報が必要か
- A-D3 : 2013年版RAAがレジストリに課している、ウェブサイト上の連絡先情報公開を通じて完全に連絡可能であるべき
- Q-D4 : ICANN認定P/Pサービス事業者の指定された連絡先が対応するべき、不正利用の形態はどのようなものか
- A-D4 : 不正利用形態の一覧を準備すること、新たな不正利用にも対応出来ること、必須要件の最小セットを統一化するべき
- Q-F : P/Pサービス事業者の顧客に関する情報開示に関して9問
- A-F : 以下の7つの勧告を準備して返答
- I. WG Recommended Definitions
 - II. General Recommendations on Publication and Disclosure

- III. WG Recommendations Specific to LEA Requests
- IV. WG Recommendations Specific to Requests made by Intellectual Property Rights-Holders
- V. WG Recommendations on Customer Notification and the Availability of Alternative Options
- VI. WG Recommendations on Requester Notification
- VII. WG Recommendations on Categorizing Third Party Requests and the Use of Standard Request

Q-G : コンプライアンス違反による認定停止、中止の手続きは？

- A-G : (1) 認定レジストラを例にとると認定停止に先立って数回の違反告知が行われるが、これに倣ったプロセスを設計するとともに、P/Pサービスの顧客に告知がなされること。
- (2) このプロセスの設計にあたって、顧客の個人情報の漏洩リスクを最小すること
- (3) IRTP（レジストラ間移転ポリシー）を踏まえた、別事業者への移転が配慮されること

以上